

令和6年度
第2回

延岡市地域公共交通会議

資料





報告事項1 島野浦島におけるグリーンスローモビリティ実証実験

バスやタクシーがない離島・島野浦島の移動手段における課題解決につなげるため、島内のNPO 法人がグリーンスローモビリティの実証実験を行いました。

（車両は、公益財団法人エコロジー・モビリティ財団から無償で貸与を受けたものです。）

1. グリーンスローモビリティとは

グリーンスローモビリティは、時速 20km 未満で公道を走ることができる電動車を活用した小さな移動サービスで、その車両も含めた総称です。導入により、地域が抱える様々な交通の課題の解決や低炭素型交通の確立が期待されます。

2. 実証実験の概要

実施主体	特定非営利活動法人しまうら未来開発プロジェクト
実施主体代表者	代表理事 清田潤
実証事業名	島野浦島の港を繋ぐ道路を活用したグリーンスローモビリティ実証事業
事業の目的	島内に住む住民は、軽自動車をはじめ、原動機付自転車や自転車が主な交通手段となっている。 また、島を訪れる観光客は、車で島を訪れることができないため、徒歩のみでの移動手段となっている。島内には公共交通機関が存在しないため、自動車や自転車に乗れない高齢者は、徒歩又は知り合いを頼って島内を移動せざるを得ない状況となっている。島を訪れる観光客のうち、自転車に乗ることができない高齢者や小さな子ども連れの家族、釣り道具を持参している方などは徒歩での移動となり、島内の景色を十分に楽しむことができていない状況である。 島の中央港と宇治港を結ぶ道路と、中央港から宇津木地区方面への道路にグリーンスローモビリティを導入することで、今後増えることが予想されている移動手段のない高齢者や島を訪れる様々な年齢層の観光客への利便性を向上させることを目的とする。
運行期間	令和6年8月5日～令和6年8月21日
車両形態	グリーンスローモビリティ（JB1-230102） ヤマハ4人乗り電動自動車
車両写真	参照1
主な対象者	島浦町の住民及び島への観光客（事前予約が必要）
運行範囲	島浦町内

※参照 2：運行ルートマップ



要予約！



所要時間
約1時間
島全体を案内！

無料で島を案内します！

グリスロで島旅！

島の新鮮な空気と解放感を味わいながら
島野浦島を楽しんでみませんか？

島が抱える移動手段の課題を解決するため、期間限定で実走実験を行います！
アンケートに答えてくれる方を対象に、無料でご利用いただけます。

観光のお客様は1時間ほどかけて島全体をご案内します！

島民もご利用いただけます！走行中の車両へお気軽にお声がけください！

※詳しくは下記お問合せまでお尋ねください！

グリーンスローモビリティ【グリスロ】とは

国土交通省と環境省が導入を推進している、時速20km未満で公道を走ることができる
電動車です。地域が抱える様々な交通課題の解決や低炭素型交通の確立が期待されています。

※期間限定の実走実験です。今後の運行をお約束するものではありません。

※運転手の都合により運行できない日もございます。予めご了承ください。

※車両の保険（自賠責・任意保険）加入済みです。

実験期間：8月5日～8月21日

【運営】

NPO法人しまうら未来開発プロジェクト

所在地：宮崎県延岡市島浦町745番地1

ご予約：お電話にて承ります

ご予約・お問い合わせ

☎ 080-8882-1759

運行時間：午前10時～午後18時



報告事項２ 宮野浦線バス利用促進キャンペーンについて

延岡市街と北浦町宮野浦地区を結ぶ地域間幹線の路線バス「宮野浦線」は乗車人員が減少しており、国の補助対象となる地域間幹線の要件から外れる可能性が高い路線となっています。そのため、延岡市バス利用促進協議会（事務局：地域・離島・交通政策課）では、乗降者数を増加させるための取組みの一環として、北浦町のイベント「海鮮！山鮮！きたうら市！」に合わせてバスの利用促進キャンペーンを行います。

なお、この報告事項は、今後変更になる可能性もあります。

1. 概要

現時点で検討している標記キャンペーンの内容としては、以下のとおりです。

事業名	宮野浦線バス利用促進キャンペーン
事業実施主体	延岡市バス利用促進協議会
日時	令和6年10月6日（日）終日
内容	1. 運賃割引 ●年齢を問わず「宮野浦⇄南延岡駅」（※）区間で当日に乗車する方のうち、イベント参加者は片道200円（一律）とする。 （通常の運賃：1,260円。参考：所要時間約70分） ※行き（宮野浦方面）：古江バス停以降降車の方 帰り（南延岡方面）：会場で配布するチケット持参の方 ●支払方法は現金のみ（交通系ICカード不可） ●「みやざきシニアパス」との併用は不可。 （持っている人はシニアパス優先）。 2. イベント「海鮮！山鮮！きたうら市！」来場者へのプレゼント ●当日会場でバス利用者へ専用の乗車証明書を配布 ●先着で海産物詰め合わせのプレゼント
バス運行の概要	当日は、以下のとおり運行内容を一部変更して対応予定。 1. 朝の便を一便増やす。 2. 午後の便については、通常より大型の車両で運行。
その他	宮野浦線のバスを運行している宮崎交通株式会社に対する補助は、延岡市バス利用促進協議会が行います。

2. 参加者に対する継続的なバス利用促進策の方法

このキャンペーンをきっかけとして宮野浦線バスを継続的に利用してもらうよう「のべおかの水産×交通 PR バス」として以下のような取組みを考えています（関係部署と調整中）。

日時	令和6年9月1日～10月6日の期間
内容	●バス車内に水産 PR のポスター、当キャンペーンのポスターを掲示 ●フリーのチラシを設置 ●「のべおかの魚」をテーマに絵画を募集し、車内に掲示させてもらう。（募集期間を 10/6 までとし、その後一定期間掲示させてもらう） ●水産課主催「フォトコンテスト」（～8/31 まで募集）の受賞者にも承諾を得て掲示させてもらう。 →イベント後も家族連れ等でバスを利用してもらう仕掛けにする。



3. 【参考】イベント「海鮮！山鮮！きたうら市！」の概要

日時	令和6年10月6日（日）9：00～14：00 ※少雨決行
場所	延岡市北浦町古江港（北浦臨海パーク横）
主催	海鮮！山鮮！きたうら市！実行委員会
予定来場者数	3,000人（前回：2,500人）
内容	●伊勢えび、特産品の販売 ●輪投げ大会 ●ステージイベント ●島めぐり（古江港⇄島野浦） ●振る舞い鍋



協議事項 1 延岡市地域公共交通会議設置要綱の改正及び

福祉有償運送分科会運営指針の策定について

延岡市地域公共交通会議において福祉有償運送に関する協議を行うに当たり、協議を効率的かつ効果的に行うため、福祉有償運送分科会を設置します。
また、福祉有償運送分科会の運営に関する事務の取扱いや協議の視点などを明確にするため、福祉有償運送分科会運営指針を策定します。

■ 概要等

延岡市地域公共交通会議設置要綱について、「別紙 1」のとおり改正します。
なお、主な改正のポイントは以下のとおりです。

=====

1. 福祉有償運送分科会に伴う改正

- 協議事項に福祉有償運送に関する事項を明文化（第 2 条）
- 委員の追加（第 3 条第 1 項）
福祉の専門性の観点交通に盛り込むため、新たに以下の委員追加を提案します。
 - ① 延岡市健康福祉部長
 - ② 介護支援専門員（ケアマネジャー）
 - ③ 移動制約者の代弁者
- 福祉有償運送分科会の設置（第 6 条）
- 守秘義務の追加（第 7 条）

2. その他改正

(1) 交通会議における協議事項の整理（第 2 条）

以下の 7 つを協議事項として明記します。

- ① 地域の移動ニーズの把握
- ② 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様等に関する事項
- ③ 交通空白地有償運送及び福祉有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項
- ④ 一般乗用旅客自動車運送事業の営業区域の見直し等に関する事項
- ⑤ 互助による運送との連携に関する事項
- ⑥ 会議の運営方法その他交通会議が必要と認める事項
- ⑦ 法に基づく手続き上協議を調える必要がある事項等
- 書面会議開催の要件追加（第 5 条第 1 項）
前回の会議で、書面会議を開催できる場合として「感染症の拡大により対面による会議の開催が困難な場合」を追加することとなったことを踏まえ、新たに追加します。

=====

また、福祉有償運送分科会運営指針を「別紙2」のとおり策定します。
具体的には、以下のような内容を定めるものとします。

=====

- 分科会に所属する委員
- 分科会の運営方法
- 分科会の開催に当たり委員に配布する資料の種類
- 運送の対象者
- 使用車両や運転者、損害賠償措置、対価の要件
- 登録事業者による分科会に対する年1回の実績等の報告
- 分科会事務局の体制

=====

新旧対照表

○延岡市地域公共交通会議設置要綱

新	旧
(目的) 第1条 延岡市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）は、道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため設置する。 (協議事項) 第2条 交通会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。 (1) 地域の移動ニーズの把握 (2) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客輸送の態様等に関する事項 (3) 交通空白地有償運送及び福祉有償運送の必要性及び旅客から收受する対価に関する事項 (4) 一般乗用旅客自動車運送事業の営業区域の見直し等に関する事項 (5) 互助による運送との連携に関する事項 (6) 会議の運営方法その他交通会議が必要と認める事項 (7) 法に基づく手続き上協議を調える必要がある事項等 (交通会議の構成員) 第3条 交通会議の委員は、次に掲げる者とする。 (1) 延岡市長又はその指名する者 (2) 一般乗合旅客自動車運送事業者 (3) 一般貸切（乗用）旅客自動車運送事業者 (4) 一般社団法人宮崎県バス協会 (5) 一般社団法人宮崎県タクシー協会 (6) 住民又は利用者の代表 (7) 宮崎運輸支局長又はその指名する者 (8) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体 (9) 道路管理者、延岡警察署、学識経験者その他の交通会議が必要と認める者 2 <u>交通会議は、必要に応じて委員以外の者の出席を求めることができる。</u>	(目的) 第1条 延岡市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）は、道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため設置する。 (協議事項) 第2条 交通会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。 (1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客輸送の態様等に関する事項 (2) 市運営有償運送の必要性及び旅客から收受する対価に関する事項 (3) 交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認める事項 (交通会議の構成員) 第3条 交通会議の委員は、次に掲げる者とする。 (1) 延岡市長又はその指名する者 (2) 一般乗合旅客自動車運送事業者 (3) 一般貸切（乗用）旅客自動車運送事業者 (4) 一般社団法人宮崎県バス協会 (5) 一般社団法人宮崎県タクシー協会 (6) 住民又は利用者の代表 (7) 宮崎運輸支局長又はその指名する者 (8) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体 (9) 道路管理者、延岡警察署、学識経験者その他の交通会議が必要と認める者 2 交通会議は、前項の規定に係わらず、委員の協議によって委員を追加できるものとする。

(交通会議の運営) 第4条 交通会議に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。 2 会長は、交通会議を代表し、会務を総括する。 3 副会長は会長を補佐し、会長に事故がある場合にはその職務を代理する。 4 交通会議の議決の方法は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。 5 交通会議は原則として公開とする。 6 交通会議の庶務は、延岡市企画部地域・離島・交通政策課において処理する。 7 地域公共交通に関する相談、苦情、その他に対応するため、以下の連絡・通報窓口を定めるものとする。	3 交通会議は、必要に応じて委員以外の者の出席を求めることができる。 (交通会議の運営) 第4条 交通会議に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。 2 会長は、交通会議を代表し、会務を総括する。 3 副会長は会長を補佐し、会長に事故がある場合にはその職務を代理する。 4 交通会議の議決の方法は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。 5 交通会議は原則として公開とする。 6 交通会議の庶務は、延岡市企画部地域・離島・交通政策課において処理する。 7 地域公共交通に関する相談、苦情、その他に対応するため、以下の連絡・通報窓口を定めるものとする。
【延岡市地域公共交通に係るご相談又は通報窓口】 窓 口：延岡市企画部地域・離島・交通政策課（担当：総合交通係） 連絡先：TEL 0982-22-7039 FAX 0982-22-7090	【延岡市地域公共交通に係るご相談又は通報窓口】 窓 口：延岡市企画部地域・離島・交通政策課（担当：総合交通係） 連絡先：TEL 0982-22-7039 FAX 0982-22-7090
(書面会議) 第5条 会長は、緊急を要する場合又は軽微な事項で会議を招集する必要がある<u>催が困難な場合</u>又は軽微な事項で会議を招集する必要があると認められないに<u>ついては</u>、書面により報告し、又は可否を求めることにより、会議の開催又は議決に代えることができる。 2 第4条第4項の規定は、前項の議決について準用する。この場合において、同項中「出席委員」とあるのは「書面により回答した委員」と読み替えるものとする。 3 会長は、前項の議決結果について、委員に書面で報告するものとする。 (分科会) 第6条 交通会議に福祉有償運送分科会（以下「分科会」という。）を置く。 2 分科会は、福祉有償運送に関する事項を協議する。 3 分科会に属すべき委員は、交通会議の会長が指名する。 4 分科会は、協議の結果について、交通会議に報告するものとする。 5 分科会の運営に関し必要な事項は、別に定める。	(書面会議) 第5条 会長は、緊急を要する場合又は軽微な事項で会議を招集する必要があると認められないに<u>ついては</u>、書面により報告し、又は可否を求めることにより、会議の開催又は議決に代えることができる。 2 第4条第4項の規定は、前項の議決について準用する。この場合において、同項中「出席委員」とあるのは「書面により回答した委員」と読み替えるものとする。 3 会長は、前項の議決結果について、委員に書面で報告するものとする。

(守秘義務)
第7条 委員（分科会の委員を含む。）及び第3条第3項（第6条第4項の規定において準用する場合を含む。）の規定により会議への出席を求められた者は、個人情報その他の職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。委員を退任した後と同様とする。

(協議結果の取扱い)

第8条 交通会議において協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、交通会議の運営に関して必要な事項は、会長が交通会議に諮り定める。

附則

この要綱は、平成19年8月28日から施行する。

附則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和6年 月 日から施行する。

(協議結果の取扱い)

第6条 交通会議において協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、交通会議の運営に関して必要な事項は、会長が交通会議に諮り定める。

附則

この要綱は、平成19年8月28日から施行する。

附則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

延岡市地域公共交通会議設置要綱

(目的)

第1条 延岡市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）は、道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため設置する。

(協議事項)

第2条 交通会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 地域の移動ニーズの把握
- (2) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客輸送の態様等に関する事項
- (3) 交通空白地有償運送及び福祉有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項
- (4) 一般乗用旅客自動車運送事業の営業区域の見直し等に関する事項
- (5) 互助による運送との連携に関する事項
- (6) 会議の運営方法その他交通会議が必要と認める事項
- (7) 法に基づく手続き上協議を調える必要がある事項等

(交通会議の構成員)

第3条 交通会議の委員は、次に掲げる者とする。

- (1) 延岡市長又はその指名する者
- (2) 一般乗合旅客自動車運送事業者
- (3) 一般貸切（乗用）旅客自動車運送事業者
- (4) 一般社団法人宮崎県バス協会
- (5) 一般社団法人宮崎県タクシー協会
- (6) 住民又は利用者の代表
- (7) 宮崎運輸支局長又はその指名する者
- (8) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体
- (9) 道路管理者、延岡警察署、学識経験者その他の交通会議が必要と認める者

2 交通会議は、必要に応じて委員以外の者の出席を求めることができる。

(交通会議の運営)

第4条 交通会議に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、交通会議を代表し、会務を総括する。
- 3 副会長は会長を補佐し、会長に事故がある場合にはその職務を代理する。
- 4 交通会議の議決の方法は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 5 交通会議は原則として公開とする。
- 6 交通会議の庶務は、延岡市企画部地域・離島・交通政策課において処理する。
- 7 地域公共交通に関する相談、苦情、その他に対応するため、以下の連絡・通報窓口を定めるものとする。

【延岡市地域公共交通に係るご相談又は通報窓口】

窓 口：延岡市企画部地域・離島・交通政策課（担当：総合交通係）

連絡先：TEL 0982-22-7039

FAX 0982-22-7090

(書面会議)

第5条 会長は、緊急を要する場合、感染症等の拡大により対面による会議の開催が困難な場合又は軽微な事項で会議を招集する必要がないと認めるものについては、書面により報告し、又は可否を求めることにより、会議の開催又は議決に代えることができる。

2 第4条第4項の規定は、前項の議決について準用する。この場合において、同項中「出席委員」とあるのは「書面により回答した委員」と読み替えるものとする。

3 会長は、前項の議決結果について、委員に書面で報告するものとする。

(分科会)

第6条 交通会議に福祉有償運送分科会（以下「分科会」という。）を置く。

2 分科会は、福祉有償運送に関する事項を協議する。

3 分科会に属すべき委員は、交通会議の会長が指名する。

4 分科会は、協議の結果について、交通会議に報告するものとする。

5 分科会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

(守秘義務)

第7条 委員及び第3条第2項の規定により会議への出席を求められた者は、個人情報その他職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。委員を退任した後も同様とする。

(協議結果の取扱い)

第8条 交通会議において協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、交通会議の運営に関して必要な事項は、会長が交通会議に諮り定める。

附則

この要綱は、平成19年8月28日から施行する。

附則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和6年 月 日から施行する。

令和 6 年度延岡市地域公共交通会議委員名簿

要綱第 3 条の構成区分	役職名等	氏 名
(1) 延岡市長又はその指名する者	延岡市企画部長	吉岡 修
	<u>延岡市健康福祉部長</u>	<u>児玉 欣也</u>
	延岡市企画部地域・離島・交通政策課長	姫田 明範
	延岡市健康福祉部健康長寿課長	池田 修
	延岡市商工観光文化部観光戦略課長	松井 宏紀
	延岡市北方総合支所地域振興課長	斧 伸春
	延岡市北浦総合支所次長兼地域振興課長	黒木 幹生
	延岡市北川総合支所地域振興課長	戸高 智穂
(2) 一般乗合旅客自動車運送事業者	宮崎交通株式会社代表取締役社長	高橋 光治
(3) 一般貸切（乗用）旅客自動車運送事業者	一般社団法人宮崎県タクシー協会延岡支部長	稲垣 浩孝
	株式会社あさひ観光バス代表取締役	斉藤 隆
(4) 一般社団法人宮崎県バス協会	一般社団法人宮崎県バス協会専務理事	上平 賢一
(5) 一般社団法人宮崎県タクシー協会	一般社団法人宮崎県タクシー協会会長	吉本 悟朗
(6) 住民又は利用者の代表	延岡市区長連絡協議会会長	森口 正輝
	<u>延岡市しょうがい者大輪の会理事長</u>	<u>甲斐 直義</u>
	延岡市さんさんクラブ連合会会長	宮本 良治
	延岡市 P T A 連絡協議会副会長	高須 陽子
	のべおか男女共同参画会議 21 会長	土井 裕子
	北方地域活性化協議会会長	上田 美利
	北浦地域活性化協議会会長	猪股 信彦
	北川地域活性化協議会会長	井本 厚德
(7) 宮崎運輸支局長又はその指名する者	九州医療科学大学学生部長	三宮 基裕
	国土交通省九州運輸局宮崎運輸支局長	天野 重信
(8) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体	宮崎交通株式会社労働組合延岡支部長	黒田 淳一
(9) 道路管理者	国土交通省延岡河川国道事務所長	島川 浩一
	宮崎県延岡土木事務所長	山下 明男
	延岡市都市計画部土木課長	松下 典生
(10) 延岡警察署	宮崎県延岡警察署交通課長	櫛山 敬信
(11) 学識経験者	国立大学法人大分大学経済学部門教授	大井 尚司
(12) 関係団体等	九州旅客鉄道株式会社延岡駅駅長	菊池 建次
	日豊汽船株式会社代表取締役	岸上 照夫
	<u>延岡市介護支援専門員連絡会</u>	● ○○ ○○
(13) 宮崎県	宮崎県総合政策部総合交通課長	河村 直哉

交通会議で承認を得られた後、連絡会に対して委員の推薦を依頼します。

延岡市福祉有償運送分科会運営指針

1 趣旨

この指針は、市、特定非営利活動法人その他営利を目的としない法人（以下「NPO等」という。）によるボランティア輸送としての有償運送（以下「福祉有償運送」という。）に係る道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号。以下「法」という。）第 79 条の 2 による登録申請、第 79 条の 6 による更新申請及び第 79 条の 7 による変更登録（以下これらを総称して「79 条登録」という。）に必要とされる延岡市地域公共交通会議福祉有償運送分科会（以下「分科会」という。）における協議事項に関して必要な事項を定めることとする。

2 運送主体

福祉有償運送を実施しようとする団体（以下「運送主体」という。）は、市、特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 2 条第 2 項に規定する特定非営利活動法人その他道路運送法施行規則（昭和 26 年運輸省令第 75 号。以下「規則」という。）第 48 条各号に定めるいずれかの者であり、福祉有償運送を行うことが、法人の目的の範囲外の行為に当たるものでないことを要するものとする。

3 分科会の開催

(1) 分科会に所属する委員

延岡市地域公共交通会議会長が指名する委員については、下記の者から選任する。

- ① 延岡市健康福祉部長
- ② 宮崎交通株式会社代表取締役社長が指名する者
- ③ 一般社団法人宮崎県タクシー協会延岡支部長
- ④ 株式会社あさひ観光バス代表取締役
- ⑤ 一般社団法人宮崎県バス協会専務理事
- ⑥ 一般社団法人宮崎県タクシー協会会長が指名する者
- ⑦ 延岡市しょうがい者大輪の会理事長
- ⑧ 九州医療科学大学学生部長
- ⑨ 国土交通省九州運輸局宮崎運輸支局長が指名する者
- ⑩ 宮崎交通株式会社労働組合延岡支部長
- ⑪ 国立大学法人大分大学経済学部門教授
- ⑫ 延岡市介護支援専門員連絡会
- ⑬ その他分科会が必要と認める者

(2) 運営

- ① 分科会に分科会長及び副分科会長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- ② 分科会長は、分科会を代表し、会務を総括する。
- ③ 副分科会長は分科会長を補佐し、分科会長に事故がある場合にはその職務を代理する。
- ④ 分科会の議決の方法は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、分科会長

の決するところによる。

⑤ 分科会は原則として公開とする。

⑥ 分科会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求めることができる。

(3) 書面会議

① 分科会長は、緊急を要する場合、感染症の拡大により対面による会議の開催が困難な場合又は軽微な事項で会議を招集する必要がないと認めるものについては、書面により報告し、又は可否を求めることにより、会議の開催又は議決に代えることができる。

② 書面会議の議決の方法は、書面により回答した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは分科会長の決するところによる。

③ 分科会長は、議決結果について、委員に書面で報告するものとする。

(4) 登録申請に係る分科会に送付する資料

分科会長は、分科会の開催に先立って、「福祉有償運送の登録に関する処理方針について」（令和2年11月27日付け国自旅第317号。以下「国通知」という。）を踏まえ、次に掲げる資料を委員に送付するものとする。

ただし、氏名など個人を特定できる情報（すでに公開されている情報を除く。）が含まれている場合は、認識できないよう加工した上で送付する。

① 法第79条の2の規定に基づく福祉有償運送に係る登録申請書案

② NPO等の定款及び登記事項証明書並びに役員名簿（認可地縁団体の場合は、規約及び地方自治法第260条の2第12項の証明書並びに役員名簿、規則第48条第10号に規定する者の場合は、組織の基本事項を定める書類及び代表者を定める書類）

③ 欠格事由に該当しない旨を証する書類

④ 自動車についての使用権原を証する次に掲げる書類

イ 車両一覧

ロ 自動車の使用者が申請者と同じ場合は、自動車検査証とし、登録後に購入を計画している者については、車両購入契約書又は見積書。また、計画車両にリース車両がある場合は、リース契約書又は見積書

ハ 自動車の自動車検査証の使用者が申請者とならない場合にあっては、当該自動車の自動車検査証及び自動車の使用者と申請者との間で締結された契約書又は使用承諾書。この場合において、当該契約書又は使用承諾書は、福祉有償運送を実施する間、使用権原及び運送に伴う責任が申請者にあることを定めたものであること。

⑤ 自動車の運転者が必要な要件を備えていることを証する次に掲げる書類

イ 運転者一覧

ロ イの運転者の運転者就任承諾書及び運転免許証の写し

ハ 運転者が道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「道交法」という。）に規定する第二種運転免許を保有していない場合は、国土交通大臣が認定する講習を修了していることを証する書類

⑥ 福祉自動車以外の自動車を使用して福祉有償運送を行う場合の運転者その他の乗務員が必要な要件を備えていることを証する次に掲げるいずれかの書類

- イ 介護福祉士の登録証の写し
- ロ 規則第 51 条の 16 第 3 項第 2 号の講習を修了していることを証する書類の写し
- ハ 規則第 51 条の 16 第 3 項第 3 号の要件を備えていることを証する書類の写し
- ⑦ 運行管理責任者の就任承諾書及び運行管理体制を記載した書類
- ⑧ 整備管理責任者及び整備管理体制を記載した書類
- ⑨ 事故が発生した場合の対応に係る責任者及び連絡体制を記載した書類
- ⑩ 自家用有償旅客運送自動車の運行により生じた旅客その他の者の生命、身体又は財産の損害を賠償するための措置を講じていることを証する書類
- ⑪ 運送をしようとする旅客の名簿
- ⑫ 利用料金一覧が確認できる書類（複数乗車を行う場合は、複数乗車の運送対価も記載）
- ⑬ 自動運行旅客運送を行おうとする場合にあっては、自動運行装置に係る使用条件が記載された書類
- ⑭ その他分科会において必要と認められる書類
- (5) 本市における福祉有償運送の必要性に関する説明
分科会委員は、本市の交通状況や輸送対象となる移動制約者の数、タクシー輸送の現状、ボランティア輸送の現状に関して、必要に応じて説明を行うものとする。
- (6) 更新申請に係る分科会に送付する資料
更新申請を行う場合において分科会に送付する資料としては、更新登録申請書（国様式）案に加え、(1)②から⑭までの書類を提出するものとする。ただし、更新の前後において内容に変更がない場合は、国通知に定める書類の提出を省略できるものとする。
ただし、氏名など個人を特定できる情報（すでに公開されている情報を除く。）が含まれている場合は、認識できないよう加工した上で送付する。
- (7) 変更登録に係る分科会に送付する資料
変更申請を行う場合において分科会に送付する資料としては、変更申請書（国様式）案に加え、国通知に定める書類とする。
ただし、氏名など個人を特定できる情報（すでに公開されている情報を除く。）が含まれている場合は、認識できないよう加工した上で送付する。
- (8) 協議における留意事項
分科会では、本項(1)から(4)までの内容を基に、次に掲げる点に留意しながら協議する。
 - ① 旅客の範囲に掲げる者に対する福祉有償運送の必要性
 - ② 旅客から収受する対価の妥当性
 - ③ 車両及び車両使用権原の妥当性
 - ④ 運転者の要件該当性
 - ⑤ 損害賠償の措置
 - ⑥ 管理運営体制の適合性

4 運送の対象

(1) 福祉有償運送の対象者

福祉有償運送の対象者は、規則第 49 条第 2 号の規定に基づき、次に掲げる者のうち他人の介助によらずに移動することが困難であると認められ、かつ、単独でタクシー（タクシー業務適正化特別措置法（昭和 45 年法律第 75 号）第 2 条第 1 項に規定するタクシーをいう。）その他の公共交通機関を利用することが困難である者のうち、会員として登録された者及びその付添人（付添人については、登録会員と同乗する場合に限る。）とする。

- ① 身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 4 条に規定する身体障害者
- ② 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）第 5 条第 1 項に規定する精神障害者
- ③ 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号）第 2 条第 4 号に規定する知的障害者
- ④ 介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 19 条第 1 項に規定する要介護認定を受けている者
- ⑤ 介護保険法第 19 条第 2 項に規定する要支援認定を受けている者
- ⑥ 介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）第 140 条の 62 の 4 第 2 号の厚生労働大臣が定める基準に該当する者
- ⑦ その他肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害その他の障害を有する者

(2) 対象者の確認方法

(1)に掲げる対象者の確認方法については、次に掲げるとおりとする。

- ① ①に該当する者
身体障害者手帳を所持する者であること。
- ② ④に該当する者
介護保険被保険者証を所持する者であること。
- ③ ②、③、⑤、⑥又は⑦に該当する者
分科会において当該者の身体状況等について運送の対象とすることが適当であることの確認がなされた者であること。

5 運送の形態等

福祉有償運送の発地又は着地のいずれかが延岡市内にあることを要するものとする。

運送主体においては、会員の氏名、住所、年齢及び移動制約者であることの事実その他必要な事項を記入した会員登録簿を作成し、適切に管理するものとする。

6 使用車両の要件

(1) 車両

次の設備を有する車両（乗車定員 11 人未満の自動車であって、福祉有償運送を実施する間、申請者が使用権原を有するものに限る。）を使用するものとする。

- ① 寝台車：車内に寝台（ストレッチャー）を固定する設備を有する自動車

- ② 車いす車：車いすの利用者が車いすのまま車内に乗り込むことが可能な自動車であってスロープ又はリフト付きの自動車
- ③ 兼用車：ストレッチャー及び車いすの双方に対応した自動車
- ④ 回転シート車：回転シート（リフトアップシートを含む。）を備える自動車
- ⑤ セダン等（付添人の同乗が必要な者で、かつ協議会が認める者の利用に限る。）：貨物運送の用に供する自動車を除く。

(2) 使用権原

使用する車両については、運送主体が使用権原を有していることを要するものとする。

この場合において、運転者等から提供される自家用自動車を使用するときは、次に掲げる事項に適合することを要するものとする。

- ア 運送主体と、自家用自動車を提供し、当該輸送に携わる者との間に当該車両の使用に係る契約が締結され、当該契約の内容を証する書面が作成されていること。
- イ 当該契約において、福祉有償運送の管理及び運営、特に事故発生、苦情等への対応について運送主体が責任を負うことが明確化されていること。
- ウ 利用者に対し、事故発生、苦情等の対応に係る運送主体の責任者及び連絡先が明瞭に表示されていること。

7 運転者の要件

運転者は、道交法に規定する第二種運転免許を受けており、かつ、その効力が停止されていない者又は同法第一種免許かつ現にその効力が停止されていない者（当該効力がその自家用有償旅客運送自動車の運転者として選任される日から遡って2年以内に停止された者を除く。）であって、次に掲げる要件のいずれかを備える者でなければならない。

(1) 運転者の要件

- ① 国土交通大臣が認定する福祉有償運送運転者講習を修了していること。
- ② 前号に掲げる要件に準ずるものとして国土交通大臣が認める要件を備えていること。

(2) セダン等の車両を運転する場合の要件

上記の要件のほか、次に掲げる要件のいずれかを備える運転者を乗務させるか、又は同様の要件を備える者を乗務させなければならない。

- ア 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）に規定する介護福祉士の登録を受けていること。
- イ 国土交通大臣が認定するセダン等運転者講習を修了していること。
- ウ イに掲げる要件に準ずるものとして国土交通大臣が認める要件を備えていること。

また、運送主体においては、運転者の氏名、住所、年齢、自動車免許の種別、交通事故その他道路交通法違反に係る履歴、安全運転等に係る講習等の受講歴及びその他必要事項を記入した運転者名簿を作成し、適切に管理するものとする。

8 損害賠償措置の要件

福祉有償運送に使用する車両すべてについて、対人 8,000 万円以上及び対物 200 万円以上の任意保険若しくは共済（搭乗者傷害を対象に含むものに限る。）に加入していること又はその計画があることとする。

9 福祉有償運送の対価の要件

福祉有償運送の対価（以下「利用料金」という。）については、営利に至らない範囲において設定するものとし、延岡市における一般乗用旅客自動車運送事業の運賃額の約 8 割の範囲内とする。ただし、分科会において調った協議結果に基づき、約 8 割を超える運送の対価を設定することも可能とする。

10 管理運営体制

運送主体においては、運行管理、指揮命令、運転者に対する監督及び指導、事故発生時の対応並びに苦情処理に係る体制その他の安全の確保及び旅客の利便の確保に関する体制が明確に整備されている等、次に掲げる事項に適合することを要するものとする。

- (1) 運送主体において、運行管理に係る責任者が選任されており、組織体制が整っていること、点呼、報告、指示、記録等に係る指揮命令系統が明確にされていること。
- (2) 運送主体において、使用する自動車の整備管理が適切に行われていること。
- (3) 運送主体において、事故防止、安全確保について必要な研修等を行う計画があること。
- (4) 運送主体において、事故発生時において緊急の連絡体制が整備されており、対応に係る責任者が明確であること。
- (5) 運送主体において、利用者からの苦情に対し適切に記録、対応する体制となっており、対応に係る責任者が明確であること。
- (6) 運送主体において、事故等が発生した時にはただちに分科会に報告すること。

11 法令遵守

79 条登録を受けようとする者が、法第 79 条の 4 各号のいずれにも該当しないことを要する。

12 交通会議に対する協議結果の報告

分科会長は、79 条登録の申請に先立つ協議の結果について、交通会議に報告するものとする。

13 分科会に対する登録後の報告

運送主体は、法第 79 の 3 に基づく登録を受けた後、年 1 回、次に掲げる事項について、分科会に報告することとする。

- (1) 福祉有償運送の実績（運送回数、運送人員等）
- (2) 福祉有償運送における利用者からの苦情、事故等の状況

14 分科会事務局

分科会事務局は、延岡市企画部地域・離島・交通政策課が担うものとする。ただし、旅客の範囲に関する要件該当性の審査及び審査結果説明に関する事務は、旅客の範囲の区分に応じ、健康福祉部障がい福祉課又は介護保険課が担うものとする。

15 その他

分科会長は、協議会の円滑な運営のため、本指針に定める事項に変更の必要が生じたときは、延岡市地域公共交通会議に諮り変更を行うことができる。

附 則

この指針は、令和6年 月 日から施行する。